



公 告

那覇広域都市計画事業真栄里土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第1条の2の規定により、下記の事項を公告する。

令和 6年11月 1日

糸満市長 當 銘 真 栄



記

縦覧場所 糸満市潮崎町1丁目1番地 糸満市役所 真栄里地区事業推進局 区画整理課

縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで